

実 務 事 例

分類	給与手当	作成年月日	平成27年8月3日
表題	公共交通機関利用の通勤手当認定及び停止について		
内容	<p>① 事務処理内容 育児休業中に住居を移転した職員が、4月1日に復職した。新幹線及び自家用車を利用して通勤するが、6月17日より産前休暇に入るため支給単位期間3ヶ月で認定。 住居移転前も公共交通機関を利用して通勤していた。</p> <p>②問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅から近い駅が2つあったため、どちらで認定すればよいか判断できなかった。 ・通勤手当を停止するために、事実発生日より前に受理してもいいか分からなかったため学人に問い合わせた。 <p>② 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定簿の届出区分コードは「02」（非支給から交通機関・支給単位期間3ヶ月になるため新規扱いのコードを記入） ・支給単位期間が3ヶ月である理由がわかるように認定簿の余白に記入しておくこと学校人事課もわかりやすいとの事。 ・今回は異動に伴う変更ではないため特別料金は支給されない。認定簿はA欄、B欄ともに記入し、B欄の内容で認定する。 ・通勤手当の停止については、提出日は事実発生日より前でよいが、受理日については事実発生したこと（産前休暇に入ったこと）を確認してから受理するよう指示があった。 また返納額は発生しないため払戻相当額等計算書の作成は不要とのこと。 		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤届及び通勤手当認定簿 2部（支給開始及び支給停止） ・別紙① 		
感想			

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等

6月17日より産前休暇予定のため支給単位期間3ヶ月で認定

通勤届及び通勤手当認定簿

余白に理由を記入しておくとわかりやすい

C NO 47302
届出区分

任命権者 熊本県教育委員会 様
 熊本県職員の通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届出するに
 届出事由 新規 変更 → 異動等 住居
 通勤経路又は方法 運賃等の負担額 その他 ()
 事業年度生年月日 平成 27年 4月 1日 所属名
 提出年月日 平成 27年 4月 6日 職氏名
 受理年月日 平成 年 月 日 住所

・全員記入すること
 ・自宅から勤務公署まで徒歩により通勤するものとした場合の
 一般に利用しうる最短経路の距離 2km以上 2km未満 (km) → 右欄「徒歩」に「1」
 ・交通用具利用の場合は、一般に利用しうる最短経路を記入すること
 ・特別急行列車等(高速自動車国道等)を利用することを常例とする職員は、特別料金を含んだ通勤実態を記入すること

順路	通勤方法の別又は交通機関等の名称	区	間	距離 (km)	所要時間 (分)	乗車券等の種類	運賃等相当額等 特別料金を含んだ通勤実態を記入すること	1箇月運賃等相当額等 1箇月特別料金を含んだ通勤実態を記入すること	合計	
										距離 (km)
1	自動車	自宅	南熊本駅	1	9				17,660	
2	JR	南熊本駅	熊本駅	3	6	3ヶ月定期券	106,800	35,600	5886 2/3	
3	新幹線	熊本駅	新水俣駅	75	7	3ヶ月定期券	137,410	22901 2/3	35,600	
4	自動車	新水俣駅	学校	4	8		5,500	5,500	5,500	
合 計				86	0	1	129,960	43486 2/3	137,410	22901 2/3

・A欄で、特別急行列車等を利用することを常例とする通勤実態を記入した職員は、B欄についても記入すること
 特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別又は交通機関等の名称	区	間	距離 (km)	所要時間 (分)	特別事由
1	自動車	自宅	南熊本駅	1	9	■ 異動に伴い、特別急行列車等を利用 □ 単身赴任手当を受給していたが、配偶者等と同居したことに伴い特別急行列車等を利用 ■ 上記以外の理由により特別急行列車等を利用
2	JR	南熊本駅	八代駅	39	3	
3	おれんじ鉄道	八代駅	津奈木駅	42	4	■ 往復利用 □ 片道往復利用
4	自動車	津奈木駅	学校	0	7	
合 計				84	3	1

異動等の直前の住居 市町村 番地 (標) 号

認定額	04月	05月	06月	07月	08月	09月
159,480	2,000	2,000	159,480	2,000	2,000	2,000

通勤届 認定年月 平成 年 月 日

共同実施主任 主査 副査

決裁 校長 教頭 事務職員

支給 支給 支給 支給

平成 年 月 日

平成 年 月 日 改正

通勤届及び通勤手当認定簿

任命権者 熊本県教育委員会 様

熊本県職員の通勤手当に関する

通勤の実情を届け出ます。

C NO 47329
届出区分

届出事由 新規 変更 ⇒ 異動等 住居
 通勤経路又は方法 運賃等の負担額
 その他 (届出理由記入のため)

事業発生年月日 平成 27 年 6 月 17 日 所属名
 提出年月日 平成 27 年 6 月 11 日 職氏名
 受理年月日 平成 27 年 6 月 17 日 住所

提出日は事実発生日より前ですが、受理日は産前休暇に入つたことを確認してからになる

・全員記入すること
 自宅から勤務公署まで徒歩により通勤するものとした場合の 2 km以上 2 km未満 (km →右欄「徒歩」に「1」
 一般に利用しうる最短経路の距離

・交通用具利用の場合は、一般に利用しうる最短経路を記入すること
 ・特別急行列車等(高速自動車国道等)を利用することを常例とする職員は、特別料金等を含んだ通勤実態を記入すること

順路	通勤方法の別又は交通機関等の名称	区 間	距離 (km)	所要時間 (分)	乗車券等の種類	通勤手当等	
						運賃等相当額等 特別料金等相当額	1箇月運賃等相当額等 1箇月特別料金/2額
1		から (理由)	まで				
2		から (理由)	まで				
3		から (理由)	まで				
4		から (理由)	まで				
合 計							

・A欄で、特別急行列車等を利用することを常例とする通勤実態を記入した職員は、B欄についても記入すること

順路	通勤方法の別又は交通機関等の名称	区 間	距離 (km)	所要時間 (分)	乗車券等の種類	通勤手当等	
						運賃等相当額等 特別料金等相当額	1箇月運賃等相当額等 1箇月特別料金/2額
1		から (理由)	まで				
2		から (理由)	まで				
3		から (理由)	まで				
4		から (理由)	まで				
合 計							

異動等の直前の住居 市町村 番地(帯) 号

07月	08月	09月	10月	11月	12月
0	0	0	0	0	0

条件改正等による額

平成 年 月 日改正	月 月 月
------------	-------

所属	職員番号	職氏名	印
----	------	-----	---

交通機関等	交通用具	運賃等相当額	開始年月
			年 月

特別料金等相当額	通勤方法の別又は交通機関等の名称	コード	特別料金等相当額	開始年月
				年 月

払戻金相当額等	規則第17条の第1項	規則第1号	規則第2号	規則第3号	規則第4号

認定年月	平成 年 月 日	支給	平成 年 月 日
共同実施主任	主任	副査	
次長	教頭	事務職員	

平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
----------	----------	----------	----------

※支給単位期間3ヶ月で認定していたため返納額は発生しない。

自宅から最寄り駅までの距離

- ・新水前寺駅まで 1.4km
- ・南熊本駅まで 1.9km

※往路は新水前寺駅、復路は新水前寺駅及び南熊本駅を利用



運賃の比較

選択された区間	
新水前寺⇔八代(40.9Km)	

經由:鹿児島本線~熊本~豊肥本線

定期券種類		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
通勤	おとな	23,870円	68,060円	122,390円

選択された区間	
南熊本⇔八代(39.3Km)	

經由:鹿児島本線~熊本~豊肥本線

定期券種類		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
通勤	おとな	22,600円	64,400円	109,960円

最寄り駅について、どちらで認定すればよいのか学校人事課に問い合わせたところ、もっとも経済的かつ合理的な経路を選択してくださいとの事。また、その判断は学校人事課ではなく共同実施で行ってくださいとの回答。今回は南熊本駅で認定。